

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	1 13
法令名	河川法	根拠条項	第58条の4第1項		
許認可等	河川保全立体区域における行為の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>第58条の4 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 2 工作物の新築、改築又は除却 3 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積 <p>(許認可等の基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>河川法の一部を改正する法律の施行について(平成7年10月2日付け建河政第51号建設省河川局長通達)</p> <p>二 河川保全立体区域について(法第58条の3及び第58条の4関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 河川保全立体区域における行為の制限について <ol style="list-style-type: none"> (2) 河川保全立体区域内における行為の許可の審査基準について <p>河川保全立体区域における許可を行うに当たっては、河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河川管理施設の保全上の支障を生じおそれがない場合に許可をすることができるものであること。</p> 					